

歯科診療における医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療等の実施状況の調査要領

1. 調査目的

「歯科診療における新型コロナウイルスの感染拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月24日付け厚生労働省医政局歯科保健課及び医薬・生活衛生局総務課事務連絡、以下単に「事務連絡」という。）においては、原則として3か月ごとに、事務連絡による医療機関の対応の実用性と実効性確保の観点、医療安全等の観点から、改善のための検証を行うこととしており、当該検証を行うための基礎資料として、歯科診療における医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療等の実施状況を把握する。

2. 調査対象

事務連絡1.(1)及び(3)②により歯科診療における電話や情報通信機器を用いた診療や受診勧奨を行う医療機関を対象とする。

3. 調査実施方法

(1) 医療機関から都道府県への報告について

医療機関においては、事務連絡1.(1)及び(3)②により歯科診療における電話や情報通信機器を用いた診療や受診勧奨を行った際、別紙2-2「歯科診療における医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療等の実施状況調査票」の様式により、実施した対応毎に必要な事項を記載し、毎月末までの対応について一覧を作成の上、都道府県の担当部局に提出すること。

※ 「初診からの電話等による診療等の実施について」の欄には、電話による診療の場合は「1」、視覚の情報を含む情報通信手段による診療の場合は「2」と記載し、診療形態を区別すること。

(2) 都道府県から厚生労働省への報告について

各都道府県においては、医療機関から提出された調査票を取りまとめ、下記の提出期限までにメールにて提出すること。なお、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡）において依頼した実施状況の報告と同時に取りまとめて報告して差し支えない。

※ これらの調査については、関係団体宛てにも団体会員等への周知をお願いしているため、調査の実施に当たっては、都道府県から管下の関係団体に団体会員分の調査結果のとりまとめを依頼するなど、適宜、管下の関係団体とも連携して行うこと。

4. 調査結果の提出

(1) 提出期限

各月第2週の金曜日までに前月分を提出する。

注) 調査結果の提出に際しては、医療機関から提出された調査票を取りまとめた上で、都道府県における担当者の連絡先を追記した上で、メールにて提出すること。

(2) 提出先・照会先

厚生労働省医政局医事課・歯科保健課

脇田、内田、堀、奥田

E-mail : enkaku@mhlw.go.jp

※都道府県からの提出先です。医療機関は所在地の都道府県に提出ください。

Tel : 03-5253-1111 (内線 2569、4124、4107、2618)